

仕様書番号：第 26 号
作成年月日：令和6年4月12日

受水槽等清掃点検役務

新発田駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 役務件名：受水槽等清掃点検役務
- 2 役務場所：新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊新発田駐屯地
- 3 役務対象設備

設備名称	規 格 等	備 考
受水槽	F R P製・容量192m ³	地上式
高架水槽	鋼板製・容量32m ³	地上高さ30m

- 4 履行期間：契約日～令和6年8月30日（金）
- 5 実作業は監督官と調整のうえ下記のうちいずれか1日で実施するものとする。
令和6年7月13日（土）、令和6年7月20日（土）、令和6年7月27日（土）、
- 6 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（最新版）
- (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 役務実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償するものとする。
- (4) 保守点検に必要な工具、消耗品及び各資機材等は請負業者の負担とする。
- (5) 役務写真は、作業前・作業中・作業後及び官側の指示する箇所を撮影し、提出するものとする。

7 特記事項

- (1) 清掃作業を行うにあたり、清掃作業開始前に作業担当者全員の検便結果を提出するものとする。
- (2) 作業衣及び使用器具は、水槽の清掃専用のものとする。また、清掃作業は衛生的に行うものとする。
- (3) 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行うものとする。
- (4) 洗浄に用いた水は、完全に槽外に排除するとともに水槽周辺の清掃を行うものとする。
- (5) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないようにするものとする。
- (6) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行うものとする。
- (7) 消毒薬は、有効塩素50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いるものとする。
- (8) 清掃終了後の消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井面に高圧洗浄機等を利用して吹付けるか、ブラシ等を利用して行うものとする。
- (9) 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除するものとする。
- (10) 水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽内の水について水質検査及び残留塩素の測定を行うものとする。また、遊離残留塩素濃度は0.2mg/L以上であるものとする。
- (11) 清掃後、水道法第20条に基づく検査登録機関による水質検査（一般12項目）を実施し、その検査結果を速やかに監督官に提出するものとする。

水質検査（一般12項目）とは、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度とする。

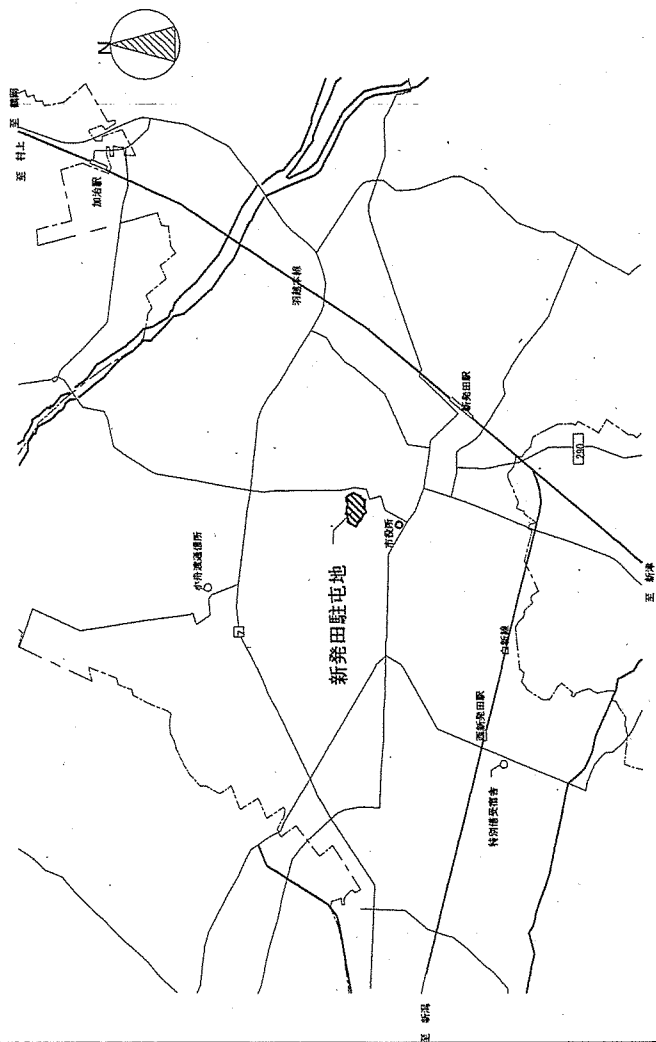
件 名	受水槽等清掃点検役務	番 号	1 / 5
種 別	仕 様 書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊管理科		

(12) 本役務に関し提出する書類は以下の他、監督官の示すものを遅滞なく提出すること。また、様式は、監督官が指示するものとする。

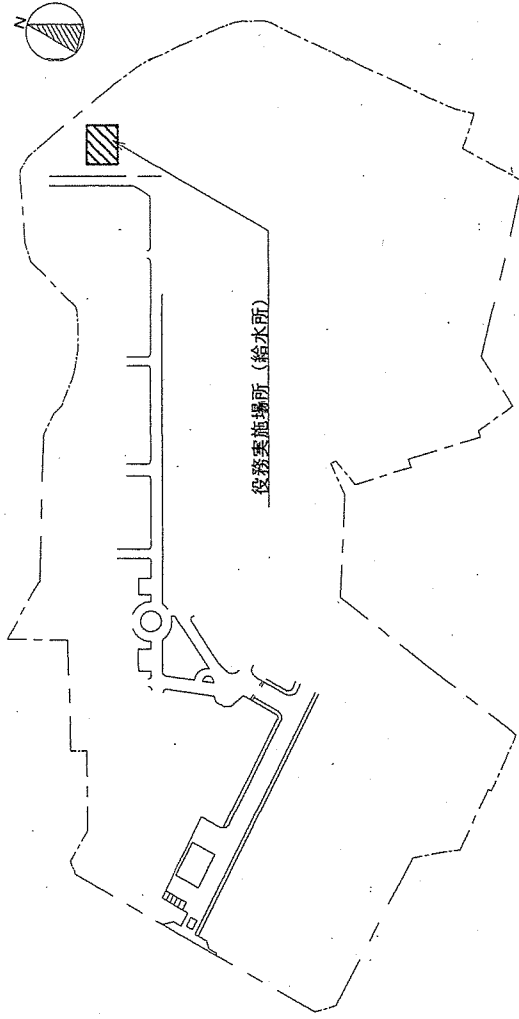
- ・役務工程表
- ・役務打合せ簿
- ・役務開始届
- ・現場代理届
- ・役務日誌
- ・役務完了届
- ・次年度見積

(13) 高所での作業となるため、実施前に現地にて監督官と安全管理について調整するものとする。

件名	受水槽等清掃点検役務	番号	2 / 5
種別	仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊管理科		

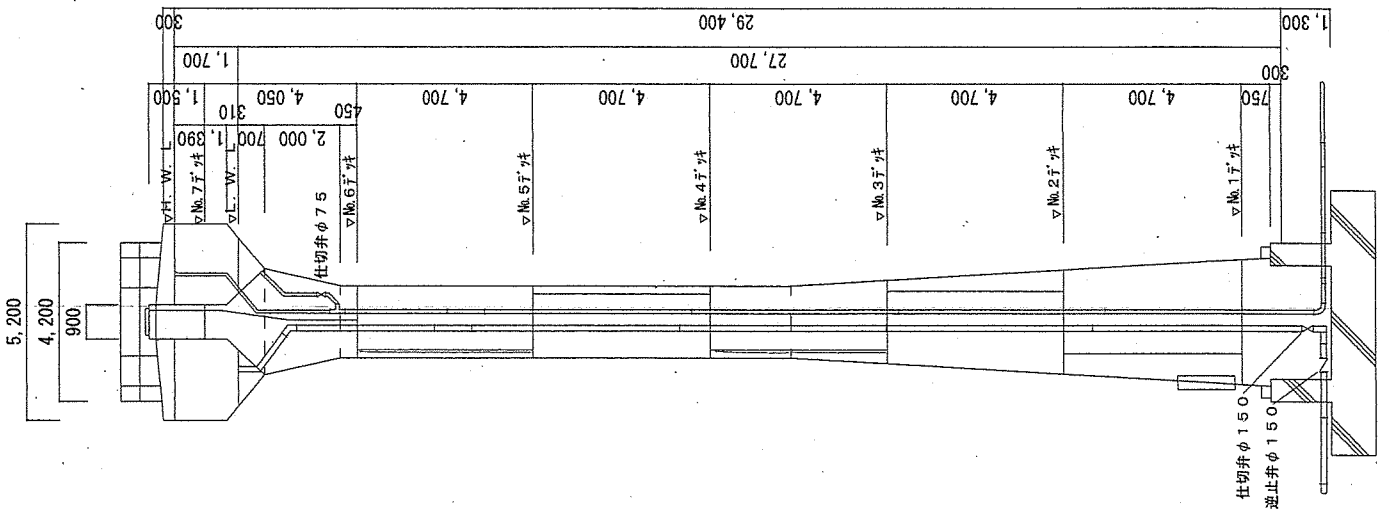


駐屯地案内図 S = 1 : X



駐屯地配置図 S = 1 : X

件名	受水槽等清掃点検業務	番号	3 / 5
種別	案内図	縮尺	図示
作成部隊	陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊管理科		



高架水槽 断面図

件名	受水槽等清掃点検役務	番号	5 / 5
種別	高架水槽 断面図	縮尺	S=1:200
作成部隊	陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊管理科		